

琉球大学学術リポジトリ

戦後沖縄における物品税法： 戦後沖縄の産業経済法史・研究ノート

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-10-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 島袋, 鉄男 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2276

戦後沖繩における物品税法

— 戦後沖繩の産業経済法史・研究ノート —

島 袋 鉄 男

はじめに

沖繩の物品税法は本土に比べ、保護関税的性格が強く、むしろ本土の関税法、関税率法の役割を果たしているといわれる⁽¹⁾。それだけに戦後沖繩の産業構造におよぼした影響は少なからぬものがある。その意義づけを行なう前提として、物品税法の制定及び改正の経緯を明らかにすることが本稿の目的である。戦後沖繩の産業経済法史の中でも物品税法の制定と改正は見逃すことのできない重要な事項である。

一、一九五二年立法第四三号「物品税法」の成立、

第一回の立法院定例議会に於て成立したもので、租税収入の確保と消費規制及び島内産業の保護を目的とし、日本の物品税法に倣って立法されたものである。⁽²⁾課税物件を五種類に分け、税率は奢侈的な性質の濃厚なもの、担税力のある人の多く消費するものを重くし、必要度に応じて生活必需品を軽くするという方針で、⁽⁴⁾第一類を物品の価格の百分の四十、第二類百分の三十、第三類百分の二十、第四類百分の十、第五類百分の五としている⁽³⁾（第二条）。第一条で定める課税物品の具体的品目については、本法の別表（課税物品表）で定めることとして

それぞれの品目について、具体的かつ詳細な品目が定められているが、特定の物品については（とくに生活必需品と思われるもの）、一定価格以下を除外し、また、島内産業の保護の見地から、特定の品目について、琉球内製産品が除外されている。⁽⁵⁾

二、一九五三年立法第六二号「物品税法の一部を改正する立法」と民政府布布令第一一九号による改正法の廃止並びに一九五四年立法第四七号「物品税法の一部を改正する立法」

一九五三年改正法によって課税物品の追加、分類の組替えがなされたが、琉球内生産品を除く、生鮮魚介類、罐頭、菓子類、醤油、蔬菜類等の追加もしくは高率課税への組替えがなされており、生活必需品の低率課税又は免税という当初の方針と矛盾する改正になっている。これは、もっぱら島内産業の保護育成と輸出入のアンバランスの是正という目的によるもので、物品税法制定後一年の間に情勢が変化し、生活必需品も琉球内で生産できるようになっており、琉球内生産品で間に合う部面については、輸出入のバランスをとるための措置の一つとして、生活必需品と思われる輸入物品にも課税することにしたと説明されている。⁽⁶⁾ しかしながら、同改正法は公布施行後一三日目に民政府布布令第一一九号によって公布の日に通って全部無効とされた。その理由は、改正法は食料品の価格をつり上げる結果になるが、米々の輸入に対してさえ補助金を出している米国の立場からは、醤油や魚や蔬菜類の値上りを招く改正法を認めるわけにはいかないというものであった。⁽⁹⁾

一九五三年改正法は、施行後布布令によって無効とされる間の一三日間に徴収された金銭の償還の問題を残して廃止されたが、翌年の一九五四年には再び一九五三年改正法のうち民政府の反対にあった品目を除き、ほかに若干の品目の追加、組替えを行なった改正法が制定された。⁽¹⁰⁾ この一九五四年改正法で注目されるのは、一九五三年改正法のうち、民政府の拒否にあった品目のうち、生鮮魚介類と醤油が再度加えられているのと、レットル、ポ

スター、印刷物及びカレンダーの追加、菓子類の第五類(五%)から第二類(三〇%)への組替えがなされていることであり、いずれも島内製品保護の立場からなされたものであることである。⁽¹¹⁾

三、一九五五年立法案第五四号「物品税法の一部を改正する立法案」の成立、同立法案の主席返送、立法院の再可決、民政府布令第一五〇号⁽¹²⁾による修正及び同布令に基づく一九五五年立法第六八号「物品税法の一部を改正する立法」の公布。

一九五四年一〇月、民政府副長官によって、当時存在していた特別外人投資免許制度とこれに基づく外人商社に対する課税の特別措置(即ち、物品税法の適用がなく、その代りに売上価格の三%を政府に納入すればよいという制度)の廃止並びにそれが合衆国軍隊に対するB円経済での物品販売を最大限に増進する物品税制度が立法されることを前提とする旨が発表されたため、琉球政府は、外人商社に対する課税の特別措置を廃止して非琉球人をも同一税制下に統一して税負担の適正を期するとともに税率の調整を図って米合衆国軍人軍属等非琉球人の消費活動を民経済へ導入して琉球経済の進展を図る目的から第六回議會(一九五五年)に物品税法の改正を勧告した。⁽¹³⁾ 行政府勧告案によると課税物件の類別を五分類から四〇%、一〇%、五%の三分類とし、税率引上げ三品目、税率据置一五品目、引下げ五七品目、新規課税一〇品目で、多くの品目が五%に引下げられていたが、中でも、高率の部類に属していた、貴石、真珠製品、貴金属製品、ベツ甲製品、写真機等が五%の最低率の部類に組入れられていた。これは、米軍人軍属等の非琉球人を民経済へ導入するためには、これら非琉球人が利用していたPXの非課税物品と対抗しなければならず、そのためには、米軍人軍属等の必要とする物品に対する課税率は出来るだけ低くしなければならぬという必要からとられた措置であるとされた。立法院は、これに対し、勧告案は物品税法における公平の原則(奢侈的物品に高率課税、生活必需品免税もしくは低率課税)に反するこ

と、勧告案のような措置が必ずしもドル獲得を保障するものではなく、逆にそれが住民の消費傾向に悪い影響を及ぼすことも考えられる等の理由により、勧告案を修正して、従来の方針に従った改正案を可決した。⁽¹⁴⁾ なおこの改正に際しては、この問題のほかに、めん類と味噌に対する課税が論議され、日本政府の砂糖に対する特惠措置との関連等が新聞で報じられるなどして、注目されたが、結局、政府案の5%めん類課税に対し免税、味噌に対しては10%課税とされた。この改正案(一九五五年立法案第五四号)に対し行政主席は、物品税法改正の主たる趣旨に反するとして、調整案を添えて立法院に返送した。⁽¹⁵⁾ これに対し立法院は、行政府の返送理由は妥当でないとして再度、先に可決した案を改正案として可決した。⁽¹⁷⁾ 再可決された改正案が行政主席によって公布される以前に、民政府は布令第一五〇号を制定し、改正案の課税物件の第一類及至第三類を拒否し、残りの部分のみを承認して行政主席に一九五五年立法第八六号として公布せしめ、更にこの立法八六号の課税物件を先の行政府勧告案の線にそって改正した。⁽¹⁸⁾ その結果、一九五四年改正法まで維持されてきた、奢侈品高率課税、生活必需品免税もしくは低率課税の方針は大幅に変更されることになった。布令による改正によって、課税物件は五分類から四分類(第一類税率四〇%、第二類二〇%、第三類一〇%、第四類五%)に組替えられ、追加三品目を加えた全七四品目中、第一類四、⁽¹⁹⁾ 第二類一〇、⁽²⁰⁾ 第三類七で残りの五三品目はすべて第四類に組入れられた。第四類に組入れられた品目で注目されるのは、貴金屬等が第一類(四〇%)から、⁽²¹⁾ 写真機等が第二類(三〇%)から、⁽²²⁾ 蓄音器等が第三類(三〇%)から、⁽²⁴⁾ 時計等が第四類(一〇%)からそれぞれ五%税率に引下げられたことである。これは先に述べた通り、米軍人軍属等の非琉球人を民経済に導入するためのものであるとされた。

四、一九五六年立法第七七号「物品税法の一部を改正する立法」、一九五八年立法案第五四号及び高等弁務官布令第一七号の制定並びに同布令の改正、

布令によって改正された物品税法に対して、一九五六年改正法は、島内産業保護の立場から、輸入される麵類、綿類、ふとん、ざぶとん及び脱脂綿を課税物品の第三類に追加する改正にとどまったが²⁷一九五八年には立法院は再び大幅な改正案を可決した。²⁸即ち、政府の財政需要に応じ収入を確保するために、奢侈的物品に対し高率の課税にするように分類の組替えをして税率を引上げ、担税力のあると思われるもの或いは島内産業に関連するものについては、島内産業保護の立場から新たに課税することを目的として課税物件の改正を行なった。まず類別を再び五分類として税率の段階の均衝を図り、品目の組替えでは、貴石、真珠、貴金屬、べっ甲等を再び第一類の四〇%課税にもっていった。これらの品目は、布令第一五〇号によってドル獲得の目的で五%の低率に下げられたものであるが、その後の実績では、売上げ高は増大しても必ずしもドル獲得に役立ったかは疑問であり、かえって沖繩人の奢侈的傾向を高める結果となり、多額の外貨を流失していると考えられ、租税の原則に反する布令の立場は是正されなければならないというのがその理由であった。²⁹しかしながらこの改正法案も主席の公布以前に高等弁務官布令第一七号³⁰が制定されたために事実上廃棄された。高弁令第一七号は、課税物件の類別を立法院の改正案と同じく五分類としたが、その内容は民政府布令第一五〇号とほとんど同じであり、立法院の改正案を拒否して、布令の方針を継続する目的で制定されたものとみることができ³¹る。

高弁令第一七号は一九六八年四月同布令の改正第五号により廃止されるまで四回の改正を経ているが、改正第一号³²は課税物件の第三類に丸型鋼棒を加えるためのものであり、改正第二号³³は、物品税法に掲げる物品すべてについて琉球で生産されるものには物品税を課さないとするもので、これにより物品税法の保護関税的性格が一段と強まったことになる。第三次改正³⁴は、いわゆるサンマ事件³⁵に関連するもので、琉球政府が、同布令別表「課税物品表」第三類（二〇%）一三号「生鮮魚介類」に列挙されていないサンマに対しても課税していたため、その

納付額の返還を求めた訴訟が原告の勝訴に終わったため、物品税課税品目にサンマ、アジ等の大衆魚を追加すると同時に、それまで課税物品表に掲げられていない魚介類について賦課、徴収してきた琉球政府の行為をすべて有効とする旨を定めるためのものであった。第四次改正は、後掲の立法院による物品税法の全面改正法の効力を實質的に承認するためのもので、課税物件中、改正法にも掲げられている品目を、同布令から削除する旨を内容とするものである。

五、一九六四年立法第四八号「物品税法」

立法院は、物品税法が、制定以来、立法や布令による改正によってその性格や構成が複雑になり、執行のうえでも困難をきたす面がでてきたため、条文を全面的に整備し、輸入、生産、消費の態様の変化に即応した課税物品表を定めるために、一九六四年、物品税法の全面改正を行なった。これが現行法の母体であり、その後四回の改正を経ているが、制定当初は、すくなくとも形式的には、上位法規たる高弁令第一七号の存在によって効力が制限されていたが、前述の同布令改正第四号によって事実上全面的にその効力が認められ、一九六八年四月三日同布令が廃止された（同布令改正第五号）ことにより、物品税法が民立法一本建となった。

一九六四年物品税法で注目されるのは、課税物件につき、課税物品表に掲げる物品で、輸入されるものに物品税を課する（第一条）として、琉球内生産品をすべて物品税法の適用から除外したことであり、これにより一九五二年の物品税法及び特に高弁令第一七号改正二号で強調された保護関税的性格が明確にされた。課税物品についても、かつて立法院と行政府及び民政府の間で争われた奢侈品の低率課税について、観光政策及び駐留軍人軍属等の購買によるドル獲得という理由から、従来の布令の立場を踏襲した。

布令の廃止により物品税法が民立法一本建となったが、一九五五年の布令一五〇号によって導入された奢侈品

低率課税及び一九五二年の物品税法の制定当初から有した保護関税的性格は、沖縄の物品税法の特色として残ることになったとみることができる。

△注▽

- (1) 本永寛昭、「沖縄の租税制度」法律時報第四二巻第五号二七頁。同論文は、沖縄の租税法に關する数少ない文献の一つである。
- (2) 第一回定例琉球立法院会議録第五六号一頁
- (3) 第一条の掲げる物品は次の通りである。
 - 第一類、撞球用具、貴石若しくは半貴石又はこれを用いた製品、真珠を用いた製品、貴金屬製品又は金若しくは白金を用いた製品、べっこう製品、さんご製品・琥珀製品・象牙製品及び七宝製品、毛皮製品、双眼鏡・雙眼鏡及び同ケース、羽毛製品又は羽毛を用いた製品、写真機・写真引伸機・映写機・同部分品及び附屬品並びに現象焼付用器具、ネオン管及び同変圧器
 - 第二類、電気蓄音器、楽器・同部分品及び附屬品、喫煙用ライター及び電気マッチ、扇風機及び同部分品、電気冷蔵庫・ガス冷蔵庫及び同部分品、室内裝飾用品、貴金屬をめつきし又は張った製品で別号に掲げるものを除く、化粧品（但し第五類に掲げるものを除く）、身辺用細貨類及び化粧用具、写真用の乾板・フィルム及び感光紙、骨牌、照明器具、裯貫用の写真及び印刷物類
 - 第三類、普通乗用自動車・小型普通乗用四輪車・乗用三輪自動車・自動自転車及び同部分品、皮革製品（但し、別号に掲げるものを除く）、冑ご・将ざ及びチェス用具、氷冷蔵庫、喫煙用具、漆器・磁器及び硝子製器具（但し、別号に掲げ

- るものを除く)、家具、電気器具・ガス器具及び液体燃料器具にして別号に掲げないもの、金庫カバン及びトランク類、サッカー及びブルチン、飴・おどろ糖及び麦芽糖
- 第四類、葎物、ラジオ聴取機及び同部分品、受信用真空管・マイクロホン・拡声用増幅器及び拡声器、蓄音器及び同部分器、蓄音器用のレコード及び針、幻燈機及び同ケース、時計及び同部分品、魔法ビン及び同ケース、電球類、帽子及び傘、果実エッセンス類、敷物類
- 第五類、罐・ビン・壺その他類似の容器に入れた食料品、果物類、菓子類、化粧クリーム・化粧水・化粧下・頭髮用の油及び練油・髻髮料・毛料並びに染毛料、文房具、調味料、靴及び履物、ミシン及び同部分品
- (4) 前掲立法院会議録第五六号、一二頁
- (5) 課税物品表の中で島内製産品が除外されている品目は次の物品である。
- 漆器、陶磁器及び硝子製器具、家具、敷物類、罐、ビン、壺その他類似の容器に入れた食料品、果実類、菓子類、靴および履物
- (6) 琉球列島米国民政府布令第一一九号(一九五三年一〇月二八日)「一九五三年度琉球政府立法第六二号の廃止」。同布令は次のように定める。(公報、一九五三年第四四号二〇―二一頁)
- 一九五二年二月二九日付民政府布告第一三三号「琉球政府の設立」の第七条による民政副長官の権限に基き、一九五二年度琉球政府立法第四三三号「物品税法」の一部を改正する一九五三年度立法第六二号を拒否し公布の日に通つてこれを無効とする。
- (7) 一九五三年改正法については、公報、一九五三年、号外三三三号参照。
- (8) 第三回議会(定例)琉球政府立法院会議録第四八号七六頁
- (9) プラムリー首席民政官は、布令制定に當つて次のような談話を発表した(要旨)

追加品目	
パチンコ機・同部分品及び附属品	第一類
生鮮魚介類、銃・同部分品・菓子よ う及び弾丸	第二類
醤油及びその代用物、つり燈籠並びに茶道、香道及び華道用具、つり用具及び部分品、書画、ふくさ及び化粧廻並びに装飾用及び調度用のせいの製品にして、別号に掲げないもの、暖房用又は冷房用の電気器具又は液体燃料器具、大理石及びこれに類する装飾用石材	第三類
飾物、玩具、遊戯具、ようらん及び乳母車類はし類及び同ケース、煙火類、レットル、ポスター印刷物及びカレンダー	第四類
大理石又はこれに類する装飾用石材を原料とする磁器陶磁器製タイル及びステンド硝子、犬毛皮、猪毛皮、兔毛皮、むささび毛皮及び牛毛皮の製品	第五類

(4)

立法院を通過し、比嘉主席が署名公布した物品税法の一部を改正する立法第六二号を拒否し、これを最初から無効とする措置をとった。その理由は琉球における食糧品の価格をつり上げるからである。食糧価格をできるだけ低く保たねばならない。米国はいまだに米の輸入に対して補助金を与えている。承知のごとく米国は琉球人の食糧の重要な位置を占めている米に補助を与えているのに、醤油や魚や野菜の値段を上げるとは考えものである。琉球人が自分の金で必要な金品を買入れることができるまでは生活必需品、食糧品の価格を上げるわけにいかない。 沖縄タイムス、一九五三年一〇月二九日

一九五四年改正法による課税物件の改正は次の通りである。

- (11) 第四回議會立法院會議録第一八号五六頁以下
- (12) 琉球列島米國民政府布令第一五〇号(一九五五、一二、三〇)「物品税法」・公報一九五五年号外第四八号
- (13) 勸告理由及び勸告案の内容については、沖繩タイムス一九五五年六月一〇日又は琉球新報一九五五年六月五日参照。
- (14) 立法院の修正理由及び立法院が可決した立法案(一九五五年立法案第五四号)については、第六回議會立法院會議録第二八号三八頁以下参照
- (15) 琉球新報一九五五年六月一日、沖繩タイムス一九五五年六月一日
- (16) 主席の返送理由及び調整案については、第六回議會立法院會議録第三七号一二〇頁以下
- (17) 第六回議會立法院會議録第三八号一三九頁
- (18) 布令第一五〇号の第一項は一九五五年一〇月二日立法院の可決した立法案第五四号の第一条第一類乃至第三類を除いて、これを承認し、琉球政府立法第八六号として公布せしめることを規定し、同布令第二項で更に、立法第八六号の第

組 替 え 品 目	
引 下 げ	引 上 げ
写真機等(第一類より) ネオン管及び同変圧器(第一類より)	葷物(第四類より) 菓子類(第五類より)
観賞用の写真及び印刷物類(第二類より) 身辺用細貨類及び化粧用具(第二類より)	蓄音器及び同部分品(第四類より) 蓄音器用レコード及び針(第四類より)
飴、ぶどう糖及び麦芽糖(第三類より) 普通乗用自動車等の部分品(第一類より)	

一条第一項の課税物件について、追加、組替えを行なっている。この布令に従って行政主席は翌二月三十一日に立法案第五四号の第一条第一類乃至第三類を削除して、立法第八六号として公布した。布令制定の日付は二月三〇日で、立法の公布月日は二月三十一日となっている点で、法令の制定、公布手続に關し、疑問がある。公報一九五五年号外第四八号参照

- (19) 第一類、こっぱい、パチンコ機、同部分品及び附屬品、煙火類、菓子類
- (20) 第二類、囲碁、将棋及びチェス用具、漆器、バス以外の乗用自動車、薰物及び線香類、約燈ろう並びに茶道用具及び華道用具、生鮮魚介類、菓子類、サッカリン等人工甘味料、しょう油及びその代用物、銃及び部分品、並びに彈藥
- (21) 第三類、毛皮製品、撞球用具、羽毛製品、ネオン管及び同変圧器、家具、金庫、味噌
- (22) 四〇%から五%に引下げられた品目、貴石、半貴石製品、真珠又は同製品、貴金屬製品、べつ甲製品、さんご製品、虎泊製品、象牙製品及び七宝製品、双眼鏡、隻眼鏡及び同ケース
- (23) 三〇%から五%に引下げられた品目、写真機等、喫煙用具、電気、ガス器具、楽器
- (24) 二〇%から五%に引下げられた品目、蓄音器、室内裝飾品、貴金屬メッキ製品、身辺用雜貨類、化粧用具及び化粧品、皮革製品、氷冷蔵器、釣用具、書画及び骨とう、照明用具、はし類、かばん及びトランク類
- (25) 一〇%から五%に引下げられた品目、レットル・ポスター等の印刷物、敷物類、果実エッセンス、帽子類、飾物、玩具等、あめ、ぶどう糖及び麦芽糖、ラジオ聴取器、大理石等、時計、蓄音器用レコード及び針、魔法ピン、電球
- (26) 一九五六年改正法については、公報一九五六年八一号、第八回議會立法院會議録第三三三九頁以下参照
- (27) この改正案については、第一二回議會立法院會議録第二二一四頁以下参照
- (28) 前掲第一二回議會會議録二二頁
- (29) 高等弁務官布令第一七号「物品税法」、公報一九五八年号外八〇号

31) 弁務官布令第一七号の制定について民政府は次のような発表を行なった(要旨)

琉米双方の専門家の意見からみて(立法院の)改正法案はかえって収益を損うものである。布令はアメリカの税制調査団の調査研究に基く勧告案とはほぼ同じで、また立法院の改正案議決後は六百人以上の商人を含む団体や個人から陳情書を受けており、その内容は改正案通りだと外人を相手とする業者はとも PX と競争していけないということである。現存する各種の沖繩の企業が創設され発展してきたのは、一九五五年、布令第一五〇号に基づき、当時の高率物品税制を大幅に緩和し、適当な税率を定めたためである。多くの琉球人を奨励し、 PX と競争させるに至った企業精神をその競争を不可能にしようような高率税を設けることによって打ち壊すべきではないと高等弁務官は信じている。高等弁務官は米軍人の必要に照して PX の商品買入れ政策を再検討してきたが、 PX と同価格で沖繩の商社から品物が買えるようになるまでは PX の商品を制限することは考えない。

また当間行政主席も次のような談話を発表した。

立法院においては、いわゆる奢侈重税ならびに消費節約の主旨に出たものと思われるが、かような物品はその殆んどが外人によって消費されているものである。また PX という強大な競争相手をもっているという特殊な立場にあることも考えなければならぬ。高率課税は外人顧客を PX に集中せしめ、この種民間企業者は重大な影響をうける。物品税の高率課税はこの種業者に甚大な影響を与えるばかりでなく、脱税品の逆入が憂慮され、現状においては低率課税の方が民経済のためにも適当と考えられる。

- 32) 高等弁務官布令第一七号改正一号(一九六三年二月二八日)公報一九六三年号外九号
- 33) 高等弁務官布令第一七号改正二号(一九六三年六月四日)公報一九六三年号外第二七号
- 34) 高等弁務官布令第一七号改正三号(一九六四年五月二日)公報一九六四年号外第一八号
- 35) 本永、前掲、「沖繩の租税制度」法律時報第四二巻第五号、参照

- 36 高等弁務官布令第一七号改正第四号（一九六六年八月一日）公報、一九六八年号外五二号
- 37 第二五回議會立法院會議録第一号一八頁
- 38 改正の内容については、第一次改正、公報一九六七年号外五七号、第二次改正、公報一九六八年号外七一号、第三次改正公報一九六九年号外九五号、第四次改正、公報一九七〇年号外九六号参照
- 39 前掲第二五回議會會議録第一号一八頁